

令和5年度の秋冬接種を未接種の方へ

# コロナワクチンの 全額公費(無料)による接種は 令和6年3月31日で終了します

※秋冬の追加接種は期間中(令和5年9月20日~令和6年3月31日)  
に1回のみ受けられます。

接種をご希望の方は、お早めに医療機関にご予約ください

- ◇医療機関により予約受付を終了している場合もあります。予約ができない場合は下記へご相談ください。
- ◇接種券を紛失・破損した場合は再発行しますので、下記へお問い合わせください。
- ◇他の予防接種を行う場合は、原則としてコロナワクチン接種と13日以上の間隔をあけてください。ただし、インフルエンザ予防接種は接種間隔に制限はありません。接種の際は主治医等にご相談ください。

真岡市ワクチン接種予約相談センターは令和6年3月末で終了します

- ◇現在お手元にある接種券は、令和6年3月31日をもって使用できなくなります。
- ◇4月以降のワクチンに関する相談は真岡市健康増進課で引き続き対応します。

令和6年3月末まで

真岡市ワクチン接種  
予約相談センター

《コールセンター》

市役所本庁舎4階

TEL 0285-83-8080

相談窓口が  
変わります



令和6年4月から

真岡市  
健康増進課

市役所本庁舎1階

TEL 0285-81-6946

## コロナワクチンに関する Q & A



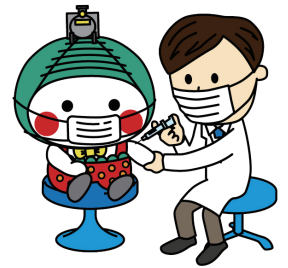
【Q】令和6年4月以降のコロナワクチン接種はどうなるのですか？

【A】令和6年度は、65歳以上の高齢者等（※）を対象に秋～冬にかけて定期接種が行われる予定となっております。詳細については、あらためて市広報等によりお知らせさせていただきます。

令和6年4月1日以降に定期接種以外で接種をご希望の方は、任意接種として、自費で接種していただくことになります。

（※）令和6年度のコロナワクチン定期接種対象者（秋冬予定）

- 65歳以上の高齢者
- 60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方



## 予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

※コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。（右記 QR コード参照）



厚生労働省 HP

## 問い合わせ先

令和6年3月31日まで

真岡市ワクチン接種予約相談センター《コールセンター》 市役所本庁舎4階

TEL 0285-83-8080 平日 9:00～17:00

令和6年4月1日から

真岡市健康増進課 市役所本庁舎1階

TEL 0285-81-6946 平日 8:30～17:15



真岡市 HP